平成２８年（フ）第３号
鳥取県鳥取市雲山296番地69　南雲山ハイツ202号、旧住所鳥取県鳥取市南安長１丁目８番18号
債務者　竹内　　満
１　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
宮崎県都城市志比田町4706番地６
債務者　小山　康弘
１　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３号
鹿児島県伊佐市菱刈市山2511番地４　県営ウッドタウン菱刈団地８棟１号
債務者　立尾　美香（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
福島県郡山市大槻町字北中野下14番地の２　アムーホームＢ一102号
債務者　斉藤　洋平
１　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１１５号
京都府宇治市木幡河原５番地　市営住宅１棟503号
債務者　村田　夏生
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２２号
北九州市小倉南区下吉田３丁目31番20号
債務者　鈴木　昌子
１　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５号
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目３番２号　リヴィエールＢ棟102号
債務者　甲斐野智晶
１　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１８号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目13番52号（ラシェール鎌ケ谷201）
債務者　嶋田　順子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２８号
千葉県柏市松葉町３丁目１番地２　レジデンス松葉Ｂ一203号
債務者　小林　弓子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７４号
千葉県松戸市西馬橋３丁目18番地の１　フレンベルＡ棟102号
債務者　横山　久美
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３９号
千葉県我孫子市湖北台10丁目19番５号（３号）日暮荘
債務者　佐藤　花梨
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６４６号
千葉県松戸市西馬橋５丁目59番地
債務者　小関　　勝
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６５６号
千葉県野田市つつみ野１丁目５番地の４　サウス・エリカーナ201
債務者　伊藤　久子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７４号
千葉県柏市名戸ケ谷722番地１
債務者　薮崎　　力
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７５号
千葉県柏市名戸ケ谷722番地１
債務者　薮崎由美子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６８０号
千葉県流山市大字東深井462番地の１　サンシティー蓮見Ａ一203
債務者　高野みどり（旧姓田上）
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９号
千葉県松戸市高塚新田512番地の９　梨香台団地２棟507号室
債務者　長野　章一
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部